

令和2年2月25日

■通勤時等における感染拡大防止への対応

新型コロナウイルスの感染が拡大しつつある状況を踏まえ、公共交通機関の通勤混雑時等における感染拡大を防止するため、次のとおり対応する。

(1) 時差勤務の活用

- 3月1日から制度化予定の時差勤務について、実施時期を前倒しする。
- また、各職場における業務遂行に十分留意しつつ、当面の間、1週間当たり、
の上限回数（3回）の制限をしないこととする。
- 各職場における運用に当たっては、公共交通機関利用者を優先するとともに、これまでのオフピーク通勤の取組での効果検証を踏まえ、遅い時間帯の勤務パターンを中心に、混雑する時間帯を避けるための利用を呼びかける。

(2) サテライトオフィスの活用

- 多摩区役所、第4庁舎に設置済みのサテライトオフィスについて、当面の間、
1回当たりの利用制限時間（2時間以内）を超えて利用できることとする。また、この運用状況を見ながら、他の区役所等における設置箇所の新設に取り組む。
- 席数に限りがあるため、重症化が懸念される糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある職員や透析を受けている職員及び免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている職員並びに妊婦の職員の利用を優先する。

(3) テレビ会議システムの活用

- 各区役所・事業所で利用できるテレビ会議システムを最大限活用する等により、当面の間、市内出張時等の公共交通機関の利用をできる限り抑制する。